

国際的な公会計に関する基準の比較

	国民経済計算 (SNA)	政府財政統計 (GFS)	国際公会計基準 (IPSAS)	【参考】 省庁別財務書類の作成基準
作成目的	一国の経済の状況について、全ての経済主体を対象として、国際的な統一基準に基づいて記録し、国際比較を可能とする。	公的部門を対象として、国際的な統一基準に基づいてその財政状況を記録し、国際比較を可能とする。	公的主体の財政状況について企業会計に準じた基準に基づき開示することにより、他の主体との比較を可能とする。	企業会計の考え方を活用して、各省庁の財政状況を開示するとともに、財政活動の効率化・適正化に資する財務情報を提供する。
基準作成主体	国際連合	国際通貨基金(IMF)	国際会計士連盟の下に設けられた国際公会計基準審議会(IPSASB)	財政制度等審議会
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・非金融法人企業(公的含む) ・金融機関(公的含む) ・一般政府(中央政府+地方政府+社会保障基金) ・家計 ・対家計民間非営利団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政府(中央政府+地方政府+社会保障基金) ・公的部門(一般政府+公的企業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての公的主体(商業的活動を行う公的企業を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁所管の一般会計 ・特別会計 ・一般会計+特別会計 ・一般会計+特別会計+独立行政法人等
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・マクロ経済の分析や国際比較のための統計。 ・一般政府は、経済主体の1つに過ぎない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的部門のマクロ的な財政分析に特化した国際比較のための統計。 ・一般政府の範囲や会計ルールはSNAとほぼ共通。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の公的主体の財務状況を開示するための会計基準。 ・企業会計の基準(国際会計基準)を応用。 ・IPSASの準拠に強制力なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の省庁及びその所管する会計の財務状況を開示するための会計基準。 ・企業会計の基準を応用。 ・我が国の財政制度を前提。

	国民経済計算 (SNA)	政府財政統計 (GFS)	国際公会計基準 (IPSAS)	【参考】 省庁別財務書類の作成基準
勘定体系 ・ 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常勘定(生産、所得の分配、使用を記録) ・ 蓄積勘定(資産・負債の変動、正味資産の変動を記録) ・ 貸借対照表(資産・負債及び正味資産の残高を記録) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府業務報告書 ・ 政府の現金取引報告書 ・ その他の経済的フロー報告書 ・ 貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政状態報告書(貸借対照表) ・ 財務業績報告書 ・ 純資産・持分変動計算書 ・ キャッシュフロー計算書 ・ 会計方針及び注記 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 業務費用計算書 ・ 資産・負債差額増減計算書 ・ 区分別収支計算書 ・ 注記 ・ 附属明細書